



全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者 山崎 均／東京都千代田区六番町1 自治労会館／☎(03) 3263-0271
ホームページアドレス／http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html

全消協・自治労の連携で「消防職員委員会制度の一部改正」を実現

改正「消防職員委員会」を有効活用し、 職場の民主化・改善と未組織消防の結集 に結びつけよう

2004年10月の総務大臣と自治労委員長との定期協議を受け、以降消防職員委員会制度の検証・改善に向けて、自治労と総務省（公務員課・消防課）の間で「職員委員会懇談会」が設けられ、全消協は自治労とともに対応を行ってきました。

懇談会は、本年3月までの間に5回開催され、その中で消防職員の声を代表して全消協及び川崎市消防協からのヒヤリングが設定され、職員委員会が十分に機能していない実態や制度的な改善事項などを指摘してきました。公式の場に全消協代表が今回初めて参加・主張したことは、この間の全消協の組織と運動を無視しえない存在として、社会的に認知したことを示したものであります。

総務省はこの懇談会の議論を踏まえ、主要な制度改正として、新たに「意見取りまとめ者」の創設、職員委員会の開催と審議結果等の職員への周知に関する事など、告示の改正や消防庁通知によって具体的な制度改善を行いました。（2面に関係資料掲載）

全消協は、今回の改正を契機に、消防職場全体の民主化、消防職員の意思疎通の円滑化をはかる中で職場勤務条件の改善をさらに進めるとともに、自治労と連携し自主組織づくり・組織拡大を全力で推し進めることにしています。

以下は、今回制度改正のポイント解説と全消協としての取り組みの方向性を示すものです。

今回改正のポイント

① 職員委員会の開催は複数回開催が可能であること

今回の告示改正で「毎年度前半に1回開催することを常例とする」とともに、「必要に応じ、開催する」

こととしました。まず、年度前半の常例開催としたのは、次年度の予算編成作業に対応した開催を考慮したものです。さらに、「必要に応じ開催」を告示で明記したことを踏まえ、例えば首長による予算査定期、自治体議会での次年度予算確定期に向け、職員委員会の開催を要求していく必要があります。これにより、職員からの提出意見の実現を迫ります。

② 審議結果等の周知は、その理由を含め職員全員に対し義務づけたこと

この職員全員に対する情報提供義務は、職員委員会の公正・透明性を確保する上で重要という趣旨から同様に告示で明記したものです。このことは、今回通知で「再度意見提出は可能」とする途を開いたことから見れば、出来る限り文書で徹底する必要があります。

③ 「意見取りまとめ者」の創設は、委員会機能の活性化と単協活動の要となること

「意見取りまとめ者」の役割は、委員と同様に職員の声を反映していく上で大きいものです。その担当事務は、概要次のとおりです。

- ア 職員の意見を集約し、すぐに解決可能なもの・予算措置が必要なものの長期的に解決すべき課題など整理し意見提出すること
- イ 提出意見を委員会事務局が勝手に審議対象外としないなど折衝すること
- ウ 職員からの提出意見は、原則として「意見取りまとめ者」名で提出すること
- エ 審議事項にのせた意見を委員会が拙速に「現行どおり」「実施困難」と結論づけないよう、十分な補足説明を行うこと
- オ 委員会の運用面（開催要請など）で積極的意見を述べ、また必要と思われる職員からの提出意見に関して再審議を要請すること、などです。



2005夏・地球環境考

田んぼの蛙の鳴き声も、盛んにうるさくなってきましたね。それに、近年では虫も徐々に増えてきているとか……。蛙の鳴き声や虫が飛び風景は、私たちに季節を感じさせてくれるし、その環境は自然が壊されていない、生活が活かされている素敵なところだと思えます。

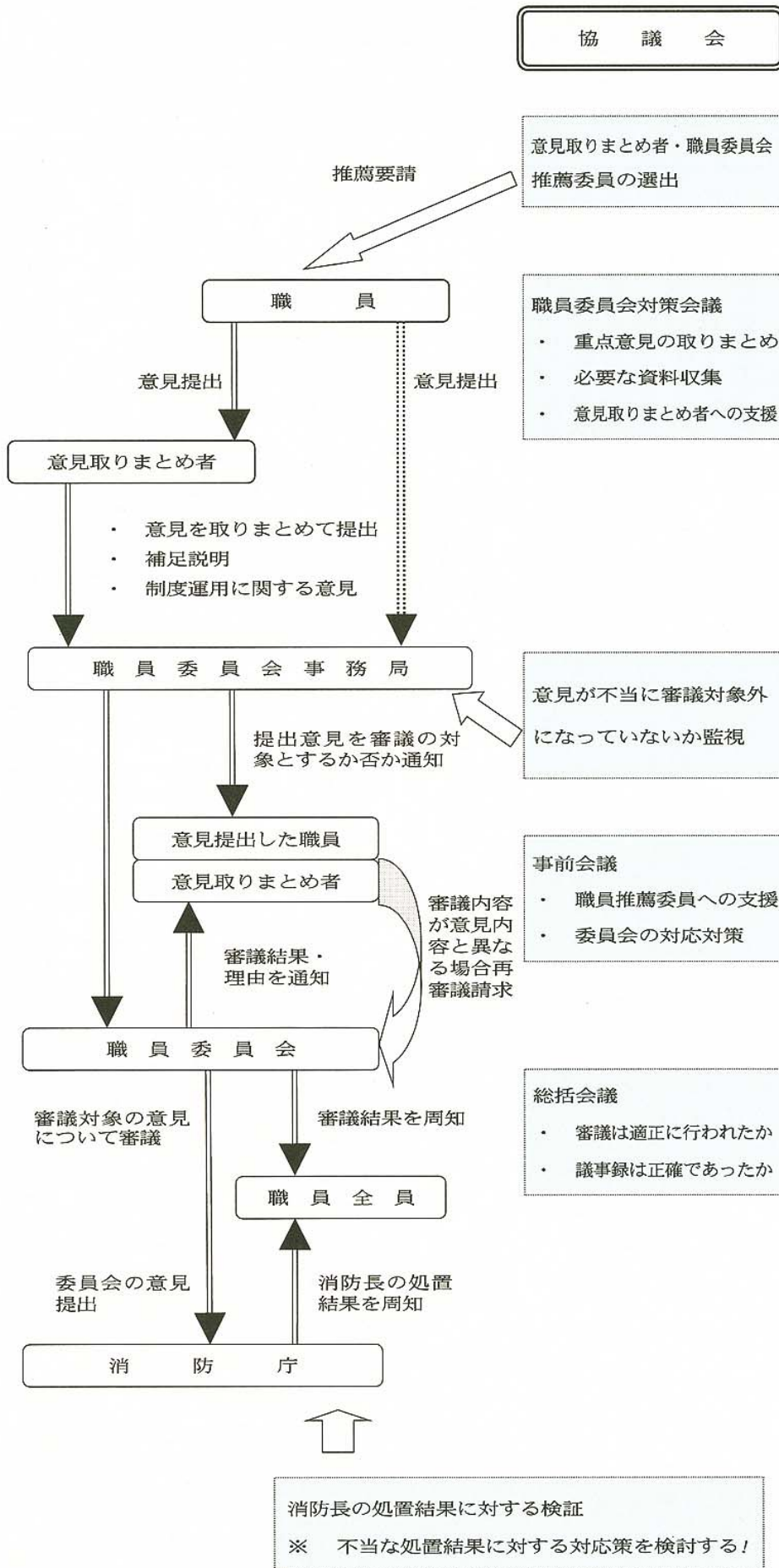
いま、日本は国をあげて「地球温暖化防止対策」に取り組んでいます。官民を問わず、木材の保護を目的としたノーペーパーレスな事務連絡方法の導入や、両面印刷と裏面活用による紙使用量を減らす努力。また、発電による温熱発生防止のための未使用フロアー消灯や、事務機器のオフ化の励行紙類を可燃ごみとしないためのリサイクルの徹底。どれも、『面倒』なことですが、一人ひとりが確実に取り組みを行わなければ、自然は死に絶えてしまいます。

私たちの消防職場でも、様々な工夫や発想を切り替えれば、まだまだ出来ることあるはず。地球の悲鳴を受け止め、あなたから率先実効を！

貝原 照浩
(中国ブロック幹事)

消防職員委員会と各協議会対応の流れ

改正「消防職員委員会」の概要



事項	制度内容
委員会の設置	すべての消防本部に設置。
委員会の構成	委員長と偶数の委員で構成。
委員長の選任	消防長の職に準じる職で、市町村規則に定める者から消防長が指名。
委員の選任	消防長が全職員のうちから所属単位に指名。ただし、半数の委員について所属単位に職員の推薦にもとづき指名。
推薦委員の選出	職員の話し合いで決める。
委員の定数	標準団体（人口10万人規模）で8人。原則20人を超えない
委員の任期	1年、再任は1回のみ。
審議の対象	職員の給与、勤務時間などの勤務条件、厚生福利、個人装備、設備、機械器具その他の施設に関する事。 ※1 一度提出され審議された意見についても再提出することができる。
意見の提出	原則として意見取りまとめ者を経由して提出。ただし、支障がある場合には直接提出することができる。
委員会の機能	提出された改善意見について審議し、消防長に意見を述べる。
委員会の責務	委員会での審議結果を消防職員全員に周知する。
委員会の議事	委員会の定足数は委員の2/3の出席。議事は出席委員の過半数（可否同数の場合は委員長が議決に加わる。）
消防長の責務	消防長は、委員会の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとする。 ※2 処置結果を職員全員に周知する。
委員会の開催	年度ごとの前半に1回開催することを常例とする。 ※3 必要に応じ複数回開催することもできる。
意見取りまとめ者の選出	委員の職員推薦と同様に所属ごとの推薦に基づき消防長が指名する。
意見取りまとめ者の任期	任期は2年、再任は1回。
意見取りまとめ者の定数	標準団体（人口10万人規模）で4人。原則10人を超えない。
意見取りまとめ者の責務	① 消防委員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する。 ② 委員会に対して当該意見の補足説明をする。 ③ 委員会に対し運用について意見を述べる事ができる。

※1 たとえば「実施が適当」との審議結果がでた後実施されていないもの。
 ※2 消防長の処置結果の周知方法は、書面で周知するのが望ましい。
 ※3 意見取りまとめ者が必要に応じ職員委員会の開催要請ができる。

消防職員委員会実態調査の結果

◆ 調査実施時期

・2004年11月29日～2005年1月21日

◆ 調査対象期間

・2003年4月1日～2004年3月31日

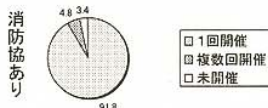
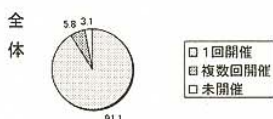
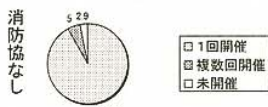
◆ 調査票の回収状況

・対象消防本部	883
・回収数(回収率 62.1%)	548
・消防職員協議会なし	402
・消防職員協議会あり	146

「消防職員委員会懇談会」での議論に対応する基礎資料を得るため、全消協は自治労とともに2004年11月末～2005年1月下旬にかけて全消防本部を対象に実態調査を実施しました。未組織消防を含め6割を超える消防本部から回答があり、以下はその集計結果の報告です。これまでの職員委員会機能が持つ限界性、克服すべき問題点や課題が浮き彫りにされており、今後の活動の参考に供するものです。

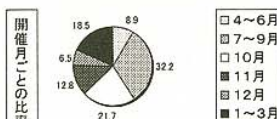
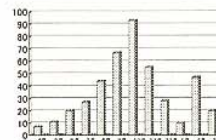
1-1. 消防職員委員会の開催状況

	全体	消防協なし	消防協あり
1回開催	499 (91.1)	365 (90.8)	134 (91.8)
複数回開催	32 (5.8)	25 (5.0)	7 (4.8)
未開催	17 (3.1)	12 (2.9)	5 (3.4)



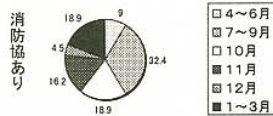
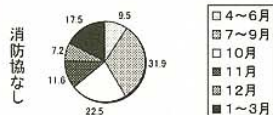
1-2. 職員委員会の開催時期

開催月	件数	%
4月	7	1.6%
5月	11	2.6%
6月	20	4.7%
7月	27	6.3%
8月	44	10.3%
9月	67	15.6%
10月	93	21.7%
11月	55	12.8%
12月	28	6.5%
1月	10	2.3%
2月	47	11.0%
3月	20	5.2%
合計	429	100.5%



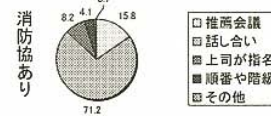
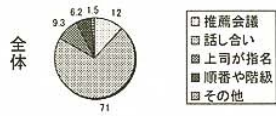
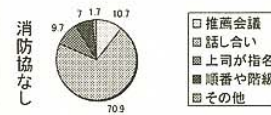
1-3. 職員委員会の開催時期 (消防協の有無別)

開催月	消防協なし	%	消防協あり	%
4月	6	1.9	1	0.9
5月	12	3.8	1	0.9
6月	12	3.8	8	7.2
7月	21	6.6	6	5.4
8月	34	10.6	10	9.0
9月	47	14.7	20	18.0
10月	72	22.5	21	18.9
11月	37	11.6	18	16.2
12月	23	7.2	5	4.5
1月	9	2.8	1	0.9
2月	34	10.6	13	11.7
3月	13	4.1	7	6.3
合計	320		111	



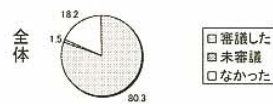
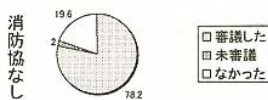
2. 職員推薦による委員の選出方法

	全体	消防協なし	消防協あり
推薦会議開催	66 (12.0)	43 (10.7)	23 (15.8)
職員間の話し合い	369 (71.8)	285 (70.9)	104 (71.2)
上司が指名	51 (9.3)	39 (9.7)	12 (8.2)
順番や階級	34 (6.2)	28 (7.0)	6 (4.1)
その他	8 (1.5)	7 (1.7)	1 (0.7)



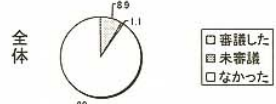
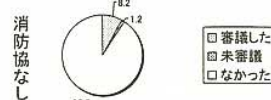
3-1. 職員からの意見提出

	全体	消防協なし	消防協あり
あったので審議	440 (80.3)	315 (78.2)	125 (85.6)
あったが審議に至らず	8 (1.5)	8 (2.0)	0 (0.0)
なかった	100 (18.2)	79 (19.6)	21 (14.4)



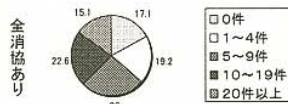
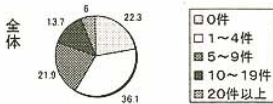
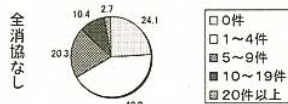
3-2. 事務局からの意見提出

	全体	消防協なし	消防協あり
あったので審議	49 (8.9)	33 (8.2)	16 (11.0)
あったが審議に至らず	6 (1.1)	5 (1.2)	1 (0.7)
なかった	493 (90.0)	364 (90.3)	129 (88.4)



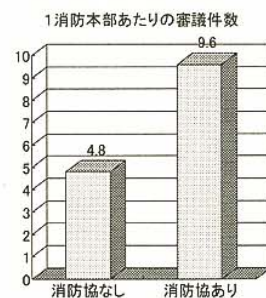
3-3. 提出意見数の分布

	全体	消防協なし	消防協あり
0件	122 (22.3%)	97 (24.1%)	25 (17.1%)
1～4件	198 (36.1%)	170 (42.2%)	28 (19.2%)
5～9件	120 (21.9%)	82 (20.3%)	38 (26.0%)
10～19件	75 (13.7%)	42 (10.4%)	33 (22.6%)
20件以上	33 (6.0%)	11 (2.7%)	22 (15.1%)



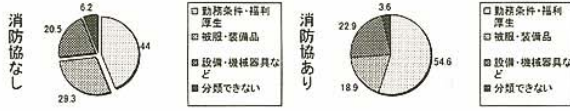
4-1. 審議件数

	消防職員委員会の開催消防本部数	審議件数	消防職員委員会を開催した消防本部あたりの審議件数
全体	531	3,225	6.1
消防協なし	390	1,867	4.8
消防協あり	141	1,358	9.6



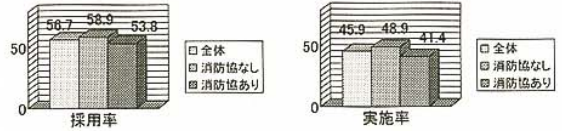
4-2. 審議の内訳と比率

	全体	比率	消防協なし	比率	消防協あり	比率
勤務条件・福利厚生に関する課題	1,564	49.5%	822	44.0%	742	54.6%
被服及び装備品に関する課題	803	24.9%	547	29.3%	256	18.9%
設備・機械器具・施設に関する課題	694	21.5%	383	20.5%	311	22.9%
上記に分類できない課題	164	5.1%	115	6.2%	49	3.6%
合計	3,225		1,867		1,358	



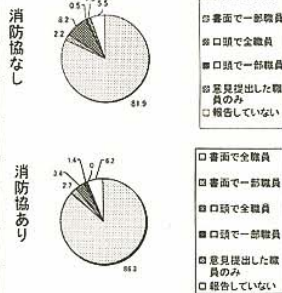
4-3. 採用比率と実施比率

	審議件数	採用件数	採用率		採用件数	実施件数	実施率
全体	3,225	1,830	56.7%	全体	1,830	840	45.9%
消防協なし	1,867	1,100	58.9%	消防協なし	1,100	538	48.9%
消防協あり	1,358	730	53.8%	消防協あり	730	302	41.4%



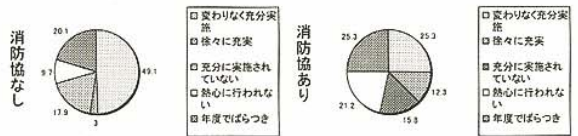
5. 審議結果の報告方法

	全体	比率%	消防協なし	比率%	消防協あり	比率%
書面によって全職員に報告	456	83.2	330	81.9	126	80.3
書面によって一部職員に報告	13	2.4	9	2.2	4	2.7
口頭で全職員に報告	38	6.8	33	8.2	5	3.4
口頭で一部職員に報告	4	0.7	2	0.5	2	1.4
意見提出した職員のみ報告	6	1.1	6	1.5	0	0.0
報告していない	31	5.7	22	5.5	9	6.2
合計	548		402		146	



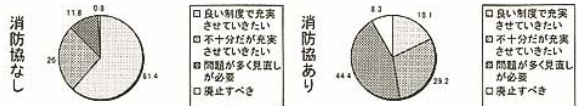
6. 消防職員委員会の現状評価

	全体	比率%	消防協なし	比率%	消防協あり	比率%
制度開始時から、変わりなく充分に実施されている	235	42.9	198	49.1	37	25.3
制度開始時よりも、徐々に充実してきた	30	5.5	12	3.0	18	12.3
制度開始時から、ずっと充分に実施されていない	95	17.3	72	17.9	23	15.8
制度開始時ほど、熱心に行われなくなってきた	70	12.8	39	9.7	31	21.2
年度によって、ばらつきがある	118	21.5	81	20.1	37	25.3
合計	548		402		146	



7. 消防職員委員会制度に対する展望

	全体	比率%	消防協なし	比率%	消防協あり	比率%
良い制度なのでさらに充実させていきたい	265	49.7	239	61.4	26	18.1
現状は不十分だが、今後は充実させていきたい	143	26.8	101	26.0	42	29.2
制度に問題が多く、見直しが必要と考える	110	20.6	46	11.8	64	44.4
制度の必要性が感じられず、廃止すべきである	15	2.8	3	0.8	12	8.3
合計	533		389		144	



東児湯消防研究会 (宮崎)

宮崎県内100%組織化を達成



当消防組合は、宮崎県のほぼ中央部に位置する児湯郡高鍋町に本部を置き、都農町、川南町、新富町、木城町の五町で組織される一部事務組合であり、人口7万6634人で、農林水産業を主産業としてい

郡を管轄しております。阪神淡路大震災から10年目の平成17年1月17日、東児湯消防研究会の結成総会は、53人の会員が一堂に会して、県自治労委員長をはじめ県協役員、県内各単協及び九州各県の協議会、研究会役員の方々のもとより、四国からも協議会役員の方が駆けつけていただく中で開催しました。宮崎県内では最後の結成となり、県内九消防本部の消防協議会がすべてそろったことになりました。結成までの数カ月間、県内各単協との情報交換により、協議会のある消防本部と、私たち東児湯消防組合との様々な面での格差が、あまりにも大きいことに大変な驚きとショックを覚えました。私たちは、職場内の風通しを良くし、会員の権利の向上と魅力ある職場づくりを目指し、それが住民サービスの向上につながればという思いから、東児湯消防研究会を結成し皆さんの仲間入りをさせて頂きました。これからも御指導御鞭撻のほどよろしくお願いたします。

(東児湯消防研究会会長 平山 利率)

第31回労働講座開講

全国の消防職員が集い学ぶ

4月12日から14日の3日間、横浜国際ホテルで第31回労働講座を開講した。東海ブロック内の未加入・未組織消防から3人の参加、また新規加盟2単協の仲間を含め48人が参加した。

開講式では米田全消協会長が「消防行政を取り巻く環境は厳しいが、全国から集まった皆さんがここで学んだことを全消協運動につ

いちゃりばちょうで

なげ、組織拡大、団結権獲得に向けてがんばろう」とあいさつした。講座日程は1日目、講座Ⅰ「市町村合併と消防」と講座Ⅱ「消防財政の基礎知識」。2日目、講座Ⅲ「消防職員の賃金・労働時間問題」と講座Ⅳ「全消協3万人体制の確立に向けて」。3日目、講座Ⅴ「快適職場づくり」ですすめた。これらの講座は全国幹事で分担・担当し、教える側、教わる側も真剣そのものであった。

また、各講座でグループ討論も行われ、活発な意見が飛び交うとともに、熱心な情報交換が行われた。